

# 相続登記に必要な書類

## 1. 被相続人（亡くなられた方）について

- ① 戸籍謄本……死亡時から出生まで遡って全て。よって除籍謄本、改製原戸籍謄本等が必要になる場合があります。
- ② 住民票の除票（※本籍・転入前住所・住所の異動履歴の記載を申請してください）  
または、戸籍の附票（※戸籍の表示（本籍・筆頭者）を記載申請してください）

## 2. 相続人（全員）について

- ① 相続人全員の戸籍謄本
- ② 相続人全員の住民票（※本籍を記載申請してください）
- ③ 印鑑証明書……法定相続以外の場合。

その他、相続分特定に必要な書類（遺産分割協議書等）は、当事務所で作成いたします。

## 3. その他の必要書類

- ① 固定資産税評価証明書……市区町村の固定資産税課で発行しています。  
（申請年度の固定資産税通知書でも代用できます。原本必要です）  
※「名寄（なよせ）」も交付してもらおうと遺産の確認ができて便利です。
- ② 権利書（登記済証）……登記には使いませんが、遺産に漏れがないか確認できます。

## 【注】遺言書がある場合

上記1の①、及び2の①～③に代えて、遺言書・遺言者の死亡時の戸籍謄本・指定相続人又は受遺者の戸籍謄本及び住民票

### 【登録免許税】

固定資産税評価額 × 1000分の4 （0.4%）

※ その他ご不明な点につきましては、お気軽にご相談ください。

〒221-0061 横浜市神奈川区七島町120番地  
司法書士法人山下合同事務所  
司法書士・土地家屋調査士 山下 勉  
司法書士 那須 友介  
司法書士 矢島 久  
司法書士 佐々木 雅史  
TEL 045(432)7450 FAX 045(431)9155  
URL : <https://www.yamago.or.jp>